

■「横浜市ひとり親家庭思春期・接続期支援事業（子への学習支援）委託」 質問に対する回答

NO.	質問の種類	質問	回答
1	業務説明資料	5. 対象者について 「今回のプロポーザルによる選定は各年度の予算が確定することを前提に3年間有効とする」と記載があるが、対象となる学年は常に中学1年生なのか、それとも現在の中学1年生が中学3年生となるまで関わることを指すのか。	来年度以降も中学1年生を対象とするかは未定ですが、現在の中学1年生が中学3年生となるまで関わること（同じ対象者に対して継続して支援を行うこと）は想定していません。
2	横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱	第14条について 提案書等の提出要請のため、様式4（提出意思確認書）があるが、本事業においてもこの様式は必要か。	第14条において定められている「提出意思確認書」（様式4）については、ご提出いただく必要はありません（提出が必要とされているのは、指名型プロポーザル方式の場合です。）。提出書類は、提案書作成要領7(1)に記載のあるものになります。
3	提案書作成要領	6. 提案書の作成について 留意点として、所定の様式に収まる範囲で記述、提案書の作成スペースを適宜増やすことも可とあるが、提出する様式4～10には各様式に枚数制限はあるか。	提案書は所定の様式にご記載いただきますが、作成スペースを増やしていただくことは問題ありません。枚数に関しては特に制限はありませんが、可能な限り簡潔におまとめください。
4	提案書作成要領	7. 提案書等の提出について 参考見積は、訪問による学習支援が出来なくなった場合の経費提出はなしと理解してよいか。	お見込みのとおりです。新型コロナウイルス感染症等の影響により、訪問による学習支援ができなくなった場合に対応するための経費については、見積りから除いてください。
5	その他	本事業の対象となる、市内で中学1年生がいる家庭の世帯数はどのくらいか。	本事業の対象となる世帯は、約2,000世帯程度と見込んでいます。
6	その他	訪問による学習支援を行う際は、保護者の在宅を原則とするか否か。	ご家庭の事情等により例外は想定されますが、原則は保護者の在宅時の訪問とします。